

重要事項説明書

※お申込みフォームによる保険契約のお申込みの同意（保険契約申込書への署名または記名・押印を含みます。）は、この書面の受領確認（電磁的方法により提供する旨の確認を含みます。）を兼ねています。

この書面では、バイク盗難保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

この保険では保険証券等の書面の交付に代えて、お客様ポータルにて保険契約の締結およびその内容を証するものとして保険契約確認証を表示します。保険契約を締結した旨およびその内容については、保険金の請求漏れ等のないように、保険契約者から保険金の受取人にご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「約款」に記載しています。保険金支払事由やお支払いに際しての制限事項、主な保険用語の説明については、Tokio Marine X 少額短期保険株式会社（以下、弊社）公式ホームページに掲載している「約款」をご確認ください。

保険契約者と保険の対象となる方（以下、被保険者）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者に必ずご説明ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

① 商品の仕組み 契約概要

この保険は、弊社が定める保険契約申込画面で申込みをした被保険車両（バイク）が盗難され、回収不能（注）となった場合に、一定額の保険金をお支払いする保険です。この保険は、一人の被保険者につき一契約のみ引き受けるものとし、複数台の契約はできません。ご契約開始後に複数の契約が存在することが判明した場合、保険期間が先に開始している契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効となります。

お申込みいただける方（保険契約者）	申込日において満 18 歳以上の個人
被保険者	被保険車両の所有者
補償の対象となるバイク（被保険車両）	被保険者が所有するバイクで、自賠責保険に加入済みのもの。 保険契約の申込時点において正常な走行ができ、盗難の被害が発生していない必要があります。 ただし、レンタルやリースに使用するバイクの場合、保険に加入することはできません。

（注）保険契約者または被保険者が盗難の事実を知った後、遅滞なく所轄の警察署宛てに盗難被害の届出を行い、被保険車両を抹消する手続きを行った場合に、回収不能となったものとみなします。以下、同様とします。

② 基本となる補償等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

この保険の補償内容（保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合）は、以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
被保険車両が盗難され、回収不能となった場合に、所定の保険金を支払います。	・ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難によって生じた損害 ・ 被保険車両から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害 ・ 被保険車両に定着されていないものに生じた損害 ・ 被保険車両の部分品、付属品またはタイヤのみに生じた損害。ただし、被保険車両と同時に損害を被った場合を除きます。 ・ 盗難発生後 180 日以内に覚知することができなかったバイクの盗難によって生じた損害 等

※保険金をお支払いした場合、保険契約は保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了し、その後の更新も不可となります。

②特約条項の概要

契 約 概 要

特約条項の概要は、以下のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

特約条項	概要
保険料のクレジットカード支払いに関する特約条項	保険料の支払いをクレジットカード（一部デビットカード・プリペイドカードも可能）で行うことを約定する特約で、この保険契約に必ず付帯いただきます。

③他の保険契約等との補償重複

注意喚起情報

バイク盗難保険をご契約される場合で、被保険者が、補償内容が同様の保険契約（弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる保険金支払事由について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の可否をご検討いただいたうえで、ご契約ください。

④保険金額の設定

契 約 概 要

注意喚起情報

被保険車両の車種、年式、走行距離、使用用途等によらず、一律 8 万円です。

⑤保険期間および補償の開始・終了時期

契 約 概 要

注意喚起情報

- 保 険 期 間：
1 年間（これと異なる期間が保険契約確認証に記載されている場合は、その期間）
- 補償の開始時期：
保険期間始期日の午前 0 時（これと異なる時刻が保険契約確認証に記載されている場合は、その時刻）。なお、新規のご契約についてはお申込み後、所定の審査を経て、初回保険料のクレジットカードによる決済が完了した時から、補償が開始されます。
- 補償の終了時期：
保険期間満期日の午後 11 時 59 分
- 契約の更新：
この保険契約は、自動更新されます（弊社が更新を認めた場合に限りです。）。弊社は、保険期間の終了時期の 1 か月前までに、登録連絡先（メールアドレス）に更新のご案内をお送りします。保険契約の更新を希望されない場合には、保険期間の終了時期の 1 日前までにお客様ポータルで「更新停止のお手続き」をしてください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み

契 約 概 要

保険料は、被保険車両の車種、年式、走行距離、使用用途等によらず、一律月額 270 円です。ただし、新規の保険期間の開始日が属する月の保険料は、保険期間の開始日から月末まで日割り計算します。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

ご契約の保険料のお支払いは月払（一時払はありません）で、クレジットカードで払い込みいただきます（保険料のクレジットカード支払いに関する特約条項を付帯）。

なお、初回保険料の決済完了前に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

2回目以降保険料および更新契約の初回保険料については、保険料払込期日までにクレジットカードの決済が必要です。

保険料払込期日の翌月末日までにクレジットカードの決済が行われない場合、保険金支払事由が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) 解約返戻金 契約概要

この保険には解約返戻金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（お申込みフォーム入力上の注意事項）

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。（取扱代理店には告知受領権がないため、弊社に直接告知いただきます）

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込時のお申込みフォームに記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込時のお申込みフォームの記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 保険契約者名および生年月日
- ② 被保険者名および生年月日
- ③ 保険契約者と被保険者の関係（続柄）
- ④ 被保険車両の写真
- ⑤ 自動車損害賠償責任保険証明書
- ⑥ 他の保険契約の有無

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以内となるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回またはご契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

- ・ご契約後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく弊社にご通知ください。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。
- ・なお、ご契約後、以下の事実等が発生する場合には、契約内容の変更や解約等のお手続きが必要です。速やかに弊社にご通知ください。
 - ①保険契約確認証記載の住所やメールアドレス等の連絡先を変更した場合
 - ②保険契約者を変更する場合

(2) 解除に伴う保険料の返還 契約概要 注意喚起情報

- ・ご契約を解除する場合は、お客様ポータルで「解約」の手続きを行うかまたは弊社に速やかにお申し出ください。
- ・ご契約の解除に際しては、保険料の返還はありません。
- ・保険期間始期日から解除日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

4 保険金支払事由発生時におけるご確認事項

(1) 請求手続き

ご契約後、被保険車両の盗難が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください（弊社ホームページに掲載している保険金請求受付フォームより、必要な情報を入力してください）。請求に必要な書類や手続き方法をご案内します。

(2) 請求に必要な情報・主な書類

保険金のご請求に必要な主な書類は盗難発生状況・警察届出内容・被保険車両の登録抹消を証する書類です。詳細は請求受付時にご案内します。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

この保険はインターネットを経由し弊社と保険契約を締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、お客様ポータルをご利用ください。取扱代理店は、お客様と弊社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続き等、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報 契約概要

①少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

- (ア) 保険料の増額
- (イ) 保険金額の減額

②弊社は、少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構の加入対象ではないため、同機構による資金援助等の措置の適用はありません。また、ご契約は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する破綻保険会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

弊社および東京海上グループ各社（注）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲内に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、他の少額短期保険業者、一般社団法人日本少額短期保険協会等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等の間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること

（注）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。弊社における個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）は、弊社ホームページをご参照ください。

・契約等の情報交換について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

(4) 継続契約について 注意喚起情報

- ・保険金請求状況等や年齢等によっては、保険期間終了後、契約を継続できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- ・弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間始期日とする継続契約には、その保険期間始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(5) 契約の乗換えや見直しについて 注意喚起情報

現在ご契約の保険契約（生命保険会社・損害保険会社の契約を含みます）を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的に以下の点が保険契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約時の返戻金や払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額です。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。

■現在の契約を解約して新たな保険契約を申し込む場合には、新たな保険契約の責任開始日を起点として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為などが適用の対象になります。

(6) 指定紛争機関 注意喚起情報

弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応 に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 TEL 0120-82-1144

(7) 少額短期保険業者 注意喚起情報

弊社は保険業法に定める「少額短期保険業者」です。「少額短期保険業者」が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

- ①保険期間は1年以内（損害保険の場合は2年以内）
- ②保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円以内、死亡保険は300万円以内、損害保険は1,000万円以内です。
- ③同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円以内です。
- ④同一の契約者について引受可能なすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②および③それぞれの限度額の100倍までです。

●引受少額短期保険業者

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社

●ご相談・お問い合わせ先

【公式ウェブサイト】 <https://www.tokiomarine-x.co.jp>

【お問合せフォーム】 <https://www.tokiomarine-x.co.jp/inquiry/>

募集文書番号：001-PI-0854-202607